

## 建築士事務所処分要領

制定 平成20年4月1日

改正 平成27年6月25日

(趣旨)

**第1条** この要領は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づいて、静岡県知事の登録を受けた建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者に対する監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の必要な事項を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

(処分等の基本方針)

**第2条** 建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行う。

(建築士事務所の処分等の基準)

**第3条** 建築士事務所の処分等の内容は、別添「建築士事務所の監督処分の基準」をもとに決定する。

2 前項において、登録取消又は事務所閉鎖の処分を行う場合は、静岡県建築士審査会の同意を得てから処分の決定を行う。

(処分等に伴う措置)

**第4条** 処分等に伴い、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分等を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以上の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

(処分等の保留)

**第5条** 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(処分事由に該当する行為があった時から長時間経過している場合の取扱い)

**第6条** 処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚

から5年以内であるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、前条の規定により処分等の保留をしたときは、当該保留に係る期間については考慮しない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に静岡県建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成20年11月28日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 この要領の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

## 建築士事務所の監督処分 of 基準

### 1 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の登録の取消しをいう。
- (2) 「事務所閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

### 2 処分等の基準

#### (1) 一般的基準

建築士事務所の監督処分等は、別表第 1 の基準により行うものとする。ただし、過去に監督処分等（文書注意にあつては、2 年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第 2 の基準により監督処分を行うものとする。

別表第 1 の処分等の基準中処分等の内容に幅があるもの（例えば、「文書注意、戒告又は閉鎖」、「戒告又は閉鎖」、「閉鎖」の期間等）については、表 1 「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表 3 「処分区分表」によって決定するものとする。

#### (2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表 1 に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

なお、複数の処分事由に「処分等の内容に幅がないもの」が含まれている場合には、その処分等の内容に対応した処分等のランクを表 3 「処分区分表」により換算した上で上記イ又はロの手続を行うものとする。

#### (3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表 2 「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

別表第1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
<p>法第26条第2項の各号に該当するとき。</p> <p>1 第1号に該当するとき。</p> <p>2 第2号に該当するとき。</p> <p>(1) 法第23条の4第2項第1号に該当するとき。</p> <p>① 法第8条第1号に該当するとき。</p> <p>② 法第8条第2号に該当するとき。</p> <p>(2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき。</p> <p>3 第3号に該当するとき。</p> <p>4 第4号に該当するとき。</p> <p>5 第5号に該当するとき。</p> <p>6 第6号から第8号に該当するとき。</p> <p>7 第9号に該当するとき。</p> <p>(1) 閉鎖命令に違反したとき。</p> <p>(2) 法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき。</p> <p>8 第10号に該当するとき。</p>	<p>文書注意、戒告又は閉鎖</p> <p>建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分 建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分 (1) に準じた処分</p> <p>文書注意、戒告又は閉鎖 管理建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖</p> <p>戒告又は閉鎖</p> <p>登録の取消し 戒告又は閉鎖</p> <p>文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し</p>

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
<p>1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p> <p>2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p> <p>3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。</p> <p>4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>	<p>戒告</p> <p>閉鎖</p> <p>3月以内の閉鎖</p> <p>3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し</p> <p>相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し</p> <p>登録の取消し</p>

表1

## ラ ン ク 表

処分根拠	処分手由	関係条文	ランク	処分原因者				法第26条第2項該当号	
				開設者	管理建築士	所属建築士	所属職員		
建築関係法令違反	建築士法違反	・設計及び工事監理の業務範囲の逸脱	3～3の3	6	○	○	○	○	6～8 10
		・業務停止処分違反	10①	16	○				10
		・違反設計、違反適合確認	18①、20の2③、20の3③						
		(建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計・適合確認等)		9～15	○				10
		(上記以外の違反設計)		6	○				10
		・法に定める工事監理者の業務を行わなかった(工事監理不履行・工事監理不十分)	18③	6	○				10
		・無断設計変更	19	4	○				10
		・設計図書の記名・押印不履行	20①	4	○				10
		・安全性確認証明書交付義務違反	20②	6	○				10
		・工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4	○				10
		・建築設備士の意見明示義務違反	20⑤	4	○				10
		・名義借り	20①③、20の2②、20の3②、24①	6	○				10
		・名義貸し	20①③、20の2③、20の3③、21の2、24①、24の2	6	○				10 1
		・違反行為の指示等	21の3	6	○				10
		・信用失墜行為	21の4	4	○				10
		・契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①、②、③	4	○				1
・設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4	○				10		

	・無登録業務	23、23 の 10	4	○				10
	・事務所変更届懈怠、虚偽報告	23 の5①、 ②	4	○				3
	・管理建築士不設置（※）	24①②	4	○				10
	・管理建築士選任義務違反（※）	24①	4	○				10
	・管理建築士事務所管理不履行	24③、④	4	○				10
	・再委託の制限違反	24 の3	4	○				1
	・事務所の帳簿不作成、不保存	24 の4	4	○				1
	・事務所標識非掲示	24 の5	4	○				1
	・業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、 虚偽記入	24 の6	4	○				1
	・重要事項説明義務違反	24 の7①	4	○				1
	・業務委託等の書面の交付義務違反	24 の8①	4	○				1
	・管理建築士が懲戒処分を受けたとき	10①	別表第1		○			4
	・所属建築士が懲戒処分を受けたとき	10①	別表第1			○		5
	・事務所報告、検査義務違反	26 の2①	4	○	○			9
	・建築士審査会委員の不正行為	32	4	○				10
	・その他法令等違反		4～16	○				10
建 築 基 準 法 違 反	・設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違 反	5の6	6	○				10
	・無確認工事等	6、7の3	6	○				10
	・違反工事	各条項	6	○				10
	・工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4	○				10
	・是正命令等違反	9	6	○				10
	・確認表示未掲示	89①	4	○				10
	・その他法令等違反		4～6	○				10
他	・その他建築確認対象法令等違反		3～6	○				10
不誠実行為	・虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6	○				10
	・無確認着工等容認		4	○				10
	・虚偽の確認申請等		6	○				10
	・工事監理者欄等虚偽記入		6	○				10
	・その他の不誠実行為		1～6	○				10

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。

(※) 管理建築士不設置及び管理建築士専任義務違反については、是正済みの場合に限る。是正していない場合は、法第26条第1項第2号の規定により登録を取り消す。

表 2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+ 3 ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲ 1 ～▲ 3 ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲ 1 ～▲ 3 ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	○常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲ 1 ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲ 1 ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
そ の 他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表 3

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖 1 月未満
4	事務所閉鎖 1 月
5	事務所閉鎖 2 月
6	事務所閉鎖 3 月
7	事務所閉鎖 4 月
8	事務所閉鎖 5 月
9	事務所閉鎖 6 月
1 0	事務所閉鎖 7 月
1 1	事務所閉鎖 8 月
1 2	事務所閉鎖 9 月
1 3	事務所閉鎖 1 0 月
1 4	事務所閉鎖 1 1 月
1 5	事務所閉鎖 1 2 月
1 6 以上	登録取消

※事務所閉鎖期間については、暦に従うものとする。

## 備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、都市計画法、消防法、建設業法及び宅地造成規制法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 3 処分事由の説明  
表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

### (1) 建築士法違反

#### ○ 設計又は工事監理の業務範囲の逸脱

二級建築士、木造建築士又は建築士事務所に所属する者で建築士でないものが、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

#### ○ 業務停止処分違反

業務停止処分に反した場合

#### ○ 違反設計、違反適合確認

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計又は適合確認を行った場合

#### ○ 法に定める工事監理者の業務を行わなかった（工事監理不履行・工事監理不十分）

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

#### ○ 無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

#### ○ 設計図書の記名押印不履行

建築士がその作成した設計図書に記名押印しなかった場合

#### ○ 安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合

#### ○ 工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

#### ○ 建築設備士の意見明示義務違反

建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

#### ○ 名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理人、設計者、工事監理者等として記載することや、

建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

○ **名義貸し**

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用することを許したような場合

○ **違反行為の指示**

建築士が建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合。

○ **信用失墜行為**

建築士が建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合。

○ **契約締結時の書面の交付義務違反**

建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

○ **設計等の業務に関する報告書未提出**

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

○ **無登録業務**

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

○ **事務所変更届懈怠、虚偽報告**

建築士たる建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

○ **管理建築士不設置**

建築士たる建築士事務所の開設者が専任の管理建築士をおこななかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

○ **管理建築士事務所管理不履行**

専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったような場合

○ **再委託の制限違反**

建築士たる建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

○ **事務所の帳簿不作成、不保存**

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

○ **事務所標識非掲示**

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

○ **業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入**

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

○ **重要事項説明義務違反**

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

○ **業務委託等の書面の交付義務違反**

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

○ **管理建築士が懲戒処分を受けたとき**

管理建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分（戒告、業務停止又は免許取消）を受けた場合

○ **所属建築士が懲戒処分を受けたとき**

所属建築士がその属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分（戒告、業務停止又は免許取消）を受けた場合

○ **事務所報告、検査義務違反**

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

○ **建築士審査会委員の不正行為**

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

○ **設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反**

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

○ **無確認工事等**

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

○ **違反工事**

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規定に違反する工事を行った場合

○ **工事完了検査申請等懈怠**

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

○ **是正命令等違反**

建築士が建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

○ **確認表示未掲示**

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

○ **虚偽の確認済証等の作成又は同行使**

建築士が、虚偽の確認済証等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

○ **無確認着工等容認**

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

○ **虚偽の確認申請等**

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

○ **工事監理者欄等虚偽記入**

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

(参考)

建築士事務所の監督処分 of 基準別表第1の内容

建築士法			対象者	処分事由の内容	処分基準	
26条	1項	1号	開設者	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けたとき	登録取消	
		2号	開設者	建築士事務所の登録の拒否事由に該当するに至ったとき	登録取消	
		3号	開設者	廃業等の届出がなくて廃業等の事実が判明したとき	登録取消	
	2項	1号	開設者	契約締結時の書面の交付義務違反 名義貸しの禁止違反 再委託の制限違反 帳簿の備付け等及び図書の保存義務違反 標識の掲示義務違反 書類の閲覧義務違反 重要事項の説明義務違反 24条の8の書面の交付義務違反	文書注意、戒告又は閉鎖	
	2号	23条の4第2項	8条1号	開設者	①禁錮以上の刑に処せられたとき(5年を経過しない者を除く)	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
			8条2号		②建築士法違反又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(5年を経過しない者を除く)	
		23条の4第2項2号			未成年者の法定代理人が①又は②に該当するもの	
		23条の4第2項3号			法人の役員のうち①又は②に該当する者のあるもの	
	3号	開設者	それぞれ定められた期間内に登録事項変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	文書注意、戒告又は閉鎖		
	4号	管理建築士	管理建築士が10条1項の規定による処分(戒告、業務停止、免許取消)を受けたとき	管理建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖		

		5号	所属建築士	所属建築士がその属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、10条1項の規定による処分(戒告、業務停止、免許取消)を受けたとき	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖
		6号	管理建築士 (二級・木造)	管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、それぞれの業務範囲を超えて建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告又は閉鎖
		7号	所属建築士 (二級・木造)	所属建築士である二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、それぞれの業務範囲を超えて建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告又は閉鎖
		8号	建築士事務所に所属する者で建築士でないもの	建築士事務所に所属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたとき	戒告又は閉鎖
		9号	開設者 管理建築士	知事の閉鎖命令に違反したとき	登録取消
			26条の2第1項 違反	開設者 管理建築士	26条の2第1項の規定による報告の求め又は立入検査に応じないとき
		10号	開設者	開設者とその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき	文書注意、戒告、閉鎖又は登録取消

※建築士法第 26 条第 2 項第 9 号の規定中「この法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき」における「処分」は、「公権力の行使に当たる事実行為」を含む意味であるため、第 26 条の 2 の規定による立入検査もまたこれに該当する。